

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

| | | |
|-----------------------|---|---------------------|
| 制 度 名 | P C B 汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長 | |
| 税 目 | 所得税、法人税 | |
| 要 望 の 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置の対象 P C B 汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を延長すること。 ・ 措置内容 特別償却措置（初年度 14/100） ・ 関係条文 租税特別措置法第11条第 1 項表 1、第43条第 1 項表 1 租税特別措置法施行令第 5 条の10第 1 項から第 3 項まで、第28条第 1 項から第 3 項まで 租税特別措置法施行規則第 5 条の12、第20条の 6 昭和 48 年大蔵省告示第 69 号別表第 1 | |
| | 減収見込額 （平年度） | - （ 282 百万 円） |

| | |
|--|---|
| <p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p> | <p style="text-align: center;">P C B 汚染物等処理用設備</p> <p style="text-align: center;">政策目的</p> <p>P C B 廃棄物を適正に処理する設備を備えた施設を整備することを促進する。これにより、P C B 廃棄物の適正な処理の確保を目的とするものである。</p> <p style="text-align: center;">施策の必要性</p> <p>P C B 廃棄物については、平成 13 年 6 月に制定された P C B 処理関連 2 法（「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「P C B 廃棄物特別措置法」という。）及び「日本環境安全事業株式会社法」）の枠組みに基づき、平成 28 年 7 月までに全ての P C B 廃棄物を全て処分しなければならないこととされており、早期にかつ確実に処理していく必要がある。平成 28 年 7 月までに、微量 P C B 汚染廃電気機器等（平成 14 年 7 月にその存在が判明した微量の PCB に汚染された電気機器等が廃棄物となったもの）を含めた P C B 汚染物の処理を促進するためには、処理方策に係る制度を整備することに加え、税制優遇措置や補助金等により総合的な処理体制の整備の促進を図ることにより、事業者による施設整備の負担を軽減し、処理施設の早期導入及び P C B 汚染物の早期処理を進めていく必要があるため、本税制による措置が引き続き必要不可欠である。</p> <p>なお、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理については、環境省において従来の都道府県知事による許可に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）における無害化処理に係る特例制度を活用して、環境大臣が微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理業者について認定を行うこととし、PCB 廃棄物処理基本計画においても位置づけることとしたところである。</p> <p style="text-align: center;">要望の措置の適正性</p> <p>P C B 汚染物等処理用設備は、長年の懸案であった P C B 廃棄物を適正かつ安全に処理することができる設備であるが、P C B 廃棄物特別措置法及び廃棄物処理法等に基づく規制を遵守した設備の投資には多額の費用を要するものが多く、施設整備を進めようとしても資金の面から実現が困難な場合が想定されるため、当該設備投資の迅速かつ円滑な実施を促進するためには、税制上の優遇措置を講ずることが適正である。</p> |
|--|---|

| | | |
|-------------------|----------------|---|
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | | <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備</p> <p>政策目的</p> <p>アスベスト問題への対応として、早急に石綿含有廃棄物の適正な処理施設の整備を図る。</p> <p>施策の必要性</p> <p>石綿含有廃棄物の排出量の増加(ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上)が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有廃棄物の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有廃棄物の処理が滞留し(年に数十万トンと予想)、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿含有廃棄物について無害化処理という新たな処分のルートを平成18年の廃棄物処理法の改正によって確立し、取扱いについても厳格な処理基準を設けたところ。</p> <p>このため、今後の被害を拡大しないための対応の一環として、石綿含有廃棄物の適正処理を徹底しつつ、税制優遇措置により今後増大が見込まれる石綿含有廃棄物の処理に必要な受け皿を確保する必要がある。</p> <p>要望の措置の適正性</p> <p>石綿含有廃棄物を適正に処理するための無害化処理用設備(溶融設備、溶融設備に投入するためにのみ用いる飛散防止措置等を講じた破碎設備、ばい煙処理装置)を整備するには、相当の設備投資を要するため、廃棄物処理業者が施設整備を進めようとしても資金の面から実現が困難な場合が想定される。そこで、税制上の優遇措置を講ずることによって、早急に処理の受け皿を確保することが適正である。</p> |
| | 今回 | <p>政策評価体系における位置付け</p> <p>廃棄物・リサイクル対策の推進</p> |
| | の要望 | <p>政策の達成目標</p> <p>PCB汚染物等処理用設備 平成28年7月までにPCB廃棄物の処理を完了する。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。</p> |
| | 望に 関連 する | <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>PCB汚染物等処理用設備 延長期間1年(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)とする。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 延長期間1年(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)とする。</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>PCB汚染物等処理用設備 PCB廃棄物の適正処理の促進。具体的には平成13年6月に制定されたPCB処理関連2法の枠組みに基づき、平成28年7月までにPCB廃棄物を全て処理するため、北九州市、大阪市、愛知県豊田市、東京都、北海道室蘭市の全国5カ所において進められている、日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)を活用した拠点的処理施設の整備を引き続き促進し、全国的な処理体制を構築するとともに、微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制を整備する。処理施設の設置については、平成22年度中に概ね6件が見込まれる。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|----------|-----|----------|-------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|---|
| | | <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。処理施設の設置については、平成 22 年度中に概ね 4 件が見込まれる。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | <p>地方税：固定資産税の課税標準の特例、事業所税の課税標準の特例 融 資：日本政策金融公庫による融資制度 (環境・エネルギー対策資金)</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | <p>新たな PCB 汚染物の特定及び適正処理方策検討調査 (52,320 千円) 処理困難な PCB 廃棄物の適正処理モデル事業 (49,840 千円) 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (11,887 千円)</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | <p>上記の予算上の措置は、微量 PCB 汚染廃電気機器等及び石綿含有廃棄物の無害化処理技術を認定するなど、PCB 廃棄物及び石綿含有廃棄物の適正処理を促進するための措置であるが、事業者の公害防止設備の設置を促進するものではなく、本要望項目との政策目的上の重複はない。</p> | | | | | | | | | | | | |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 政策の達成状況 | <p>PCB 廃棄物のうち、高圧トランス等の処理については、北九州市、豊田市、東京都、大阪市、室蘭市において処理施設を立地しており、平成 28 年 7 月までに処理完了という目標達成に向け、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量は平成 17 年度が 2,800 台、平成 18 年度が 5,024 台である。</p> <p>石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設され、平成 18 年 8 月から平成 20 年 8 月までに無害化処理認定を申請するために相談を行った業者は 151 件、そのうち実証試験を実施中又は実施済みの業者は 21 件、生活環境影響調査を実施中又は実施済みの業者は 9 件に達している。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 租税特別措置の適用実績 | <p>PCB 汚染物等処理用設備 (単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 18 年度</td><td>189</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>1,258</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>302</td></tr> </table> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 (単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>平成 18 年度</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>315</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>0</td></tr> </table> | 平成 18 年度 | 189 | 平成 19 年度 | 1,258 | 平成 20 年度 | 302 | 平成 18 年度 | 1.1 | 平成 19 年度 | 315 | 平成 20 年度 | 0 |
| | 平成 18 年度 | 189 | | | | | | | | | | | | |
| | 平成 19 年度 | 1,258 | | | | | | | | | | | | |
| 平成 20 年度 | 302 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 18 年度 | 1.1 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 19 年度 | 315 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 20 年度 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等 | <p>本税制の活用により、PCB 汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備の設備投資が行われてきており、上記の政策達成目標に対応している。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 前回要望時の達成目標 | <p>PCB 汚染物等処理用設備 PCB 廃棄物の適正処理の促進。具体的には平成 13 年 6 月に制定された PCB 処理関連 2 法の枠組みに基づき、平成 28 年 7 月までに PCB 廃棄物を全て処理するため、全国的な処理体制の構築のための拠点処理施設について、概ね 5 年程度を目標に整備を進め、その後概ね 10 年で処理を終える。</p> | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|------------------------------------|--|
| | | <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。</p> |
| | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>PCB汚染物等処理用設備 PCBを使用した高圧トランスや高圧コンデンサ等については、JESCOによる拠点的広域処理施設での処理体制が整備されているが、PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等については、国内で初めてJESCO北九州事業所において本年7月から操業が開始されたところであるものの、その他地域における整備は進んでいない。また、微量PCB汚染廃電気機器等は、JESCOによる拠点的広域処理施設での処理対象となっておらず、処理体制の構築を図ることが求められている。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理認定を申請するために相談を行った業者は平成18年8月から平成20年8月までに151件に達しているが、無害化処理技術の開発には実証試験用の設備の設計・設置、実証試験の実施、排ガス・無害化処理物の分析等の試験結果の評価、生活環境影響調査等の事前準備に、通常数年要する。現在、各事業者において設備設置に向けた取組が進められているが、石綿含有廃棄物の排出量に応じた処理能力を確保するには、今後数年程度の期間が必要である。</p> |
| | <p>これまでの要望経緯</p> | <p>PCB汚染物等処理用設備 PCB汚染物等処理用設備は、平成13年度に拡充され、平成15年度・平成17年度・平成18年度、平成20年度税制改正において、2年間の延長が認められた。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 石綿含有廃棄物無害化処理用設備は、平成18年度に拡充され、平成19年度税制改正において、産業廃棄物処理用設備のうちばい煙処理装置を石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに対象を限定され、平成20年度税制改正において、2年間の延長が認められた。</p> |